○農林水産省告示第千五百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添字向河原一五九の三から一五九の六まで、一五九の一三、一六六、字初ミ平ル一六七、字下モ坂一六八の一、一六八の二、関金町堀字瀬波戸二四五七、字下畑二四五八の一、二四五八の二、字横路二四六〇の一から二四六〇の五まで、字堀越二四六五の一、二四六五の四から二四六五の一一まで、字坂根ノ上三二八〇の一、字蛇バミ谷三二八一の一から三二八一の三まで、三二八二の一、三二九七の一、三二九七の二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町野添字大山二、関金町今西字天神原一三九六の一、一三九六の三、一三九六の一四、一三九六の一五、一三九七の一、一三九七の三、一三九八の一、一三九八の七、一三九九の八、一四〇〇の一、一四〇〇の四、一四〇〇の五、一四〇一、関金町堀字鍛冶屋前二一〇七の一、二一〇八の一、字行司ガ平ル二四六六の二五から二四六六の二七まで、字崩レ三一一二の一、三一一二の四、字上ノ平ル三五二〇、三五二一の一から三五二一の三まで、三五二一の六、三五二三、三五四一、三五四二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

○農林水産省告示第千五百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県東伯郡琴浦町大字公文字亀谷三四九、三六二、字亀谷平三六九の一、三六九の三、三八〇、三八三、大字山田字ロクロ谷五〇八の三、字スゝコ谷五一一、五一二、字庄谷五一六、五一六の一、字家ノ上五五七、字平ノ上五六六、字北山六〇七の一、六〇七の三、字河内谷東平六二七の二、字河内谷西平六二八の三、字河内谷北平六二九の一、大字倉坂字塚ノ谷一〇三六、字カマラ谷一〇五一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市耳字難谷七〇〇、七〇一の一、七〇一の二、七〇二から七〇八まで、七〇九の一から七〇九の四九まで、七一〇から七一六まで

(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市鴨河内字一ノ谷一六四の三、一六四の一一から一六四の一九まで、字二ノ谷一六五の二から一六五の三六まで、字三ノ谷一六六の一から一六六の一五まで、字明万治一七二の一から一七二の一二まで、字汁谷一七三の一から一七三の二三まで、字ネギ谷二〇一の四、二〇一の一六から二〇一の一九まで、字大原二〇三の一、字小原二五九の一から二五九の四まで、二五九の七から二五九の九まで、二五九の一七、二五九の一八、字上ヒツケ二六一、二六二の一から二六二の一〇まで、二六二の一二、二六二の一三、字下ヒツケ二六三の一から二六三の一六まで、耳字湯瀬平一三二の一、一三三、一三三の一、一三三の三、字トギイハ五二二の一から五二二の三まで、字坂ノ下五二九

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市鴨河内字萬治七五一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年九月十五日

農林水産大臣　山田　正彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市耳字茅ノ谷一〇一、一〇一の一、一〇一の二、一〇二、一〇三、一〇三の一、大字茗荷谷字タキ谷三三九の一、三三九の一六から三三九の二七まで、大字岩屋堂字寺山三六一、三六一の一から三六一の三まで、三六二から三六四まで、大字湯原字中野谷三七五から三七八まで、三七八の一、三七九、三八六の二、三九五、三九六、大字根安字向小谷口四五四の一〇（次の図に示す部分に限る。）、字向小谷五二〇の七、五二一の二・五二一の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、大字中原字花ノ木一〇七二、一〇七二の一、一〇七二の二、一〇七三から一〇七六まで、一〇七六の一、一〇七六の二、一〇七七、一〇七七の一、一〇七八、一〇七八の一、一〇七八の二、字上ミノ谷一一二九の一〇から一一二九の一三まで、一一二九の一六から一一二九の一八まで、一一二九の二一から一一二九の二三まで、一一二九の四六